

お問い合わせ先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 岡田、金森

TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局

輸送・監査担当 本田、岡本

TEL 052-351-5313

貸切バス事業者を“事業用自動車の使用停止”処分

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：犬山ツーリスト株式会社（代表取締役 小川 誠）

住 所：愛知県犬山市上坂町三丁目 81 番地

営 業 所：犬山営業所（愛知県犬山市松本町二丁目 16 番地）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和2年1月22日

処分内容：「事業用自動車の使用停止」210日（6両×23日間、3両×24日間）

3. 監査端緒

愛知県公安委員会から道路交通法違反（無免許運転）の通知があり、法令遵守状況を確認する必要があったため。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ① 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
（道路運送法第20条）
- ② 年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備えない者に事業用自動車を運転させていた。

(道路運送法第 25 条)

(旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令第 3 号)

- ③ 特定の運転者（初任運転者、高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断、適齢診断）を実施していなかった。

(道路運送法第 27 条第 3 項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)

- ④ 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者、高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第 27 条第 3 項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)

- ⑤ 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第 27 条第 3 項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 3)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 21 点

当該事業者の累積違反点数 21 点